

駐車監視員活動ガイドライン

【昭島 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	市道	江戸街道	松原町4－11先松原町4丁目交差点	東町4－6先産業サポートスクエア交差点	7－19	都道153号線を含む

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	国道16号	東京環状線	田中町4-3先	松原町5-17先	7-19	
2	市道	緑街道	松原町5-9先	昭和町4-1先	7-19	
3	市道	中神駅南口商店街通り	朝日町1-11先	中神駅前郵便局～朝日町1-2先	7-19	
4	市道	クジラロード商店街通り	玉川町1-3先	玉川町1-10先	7-19	
5	主要地方道59号	八王子武蔵村山線	中神町1374先	武蔵野3-1先	7-19	
6	都道152号線	中神停車場通り	朝日町1-1先	中神駅前	7-19	
7	都道	新奥多摩街道	田中町1-35先	堂方上交差点	7-19	
8	都道	奥多摩街道	拝島町2-13先		7-19	
9	市道	拝島停車場通り	松原町4-4先	松原町4丁目	7-19	
10	市道昭島19		昭和町4-1先	清泉中学校北交差点	7-19	
11	市道昭島13		中神町1167先		7-19	
12	市道昭島45		中神町1169先	西武信用金庫 中神支店前	7-19	
13	市道昭島46	江戸街道延長	松原町5-16先	武蔵野橋交差点	7-19	
14	市道昭島西113		昭和町4-4先	昭島警察署前交差点	7-19	
15	市道昭島南267		玉川町1-3先		7-19	
16	市道昭島南265		玉川町1-5先		7-19	
17	市道昭島西726	五鉄通り	松原町3-11先		7-19	
18	市道昭島西731		松原町1-1先		7-19	
19	主要地方道29号	立川青梅線	拝島町2-19先	小荷田交差点	7-19	

重点地域

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	JR昭島駅北口ロータリー及びロータリー入口から市民会館西交差点までの間における地域及び周辺	7-19	
2	JR昭島駅南口ロータリー及び周辺	7-19	
3	武蔵野工場群周辺	7-19	
4	三多摩市場周辺	7-19	
5	JR中神駅北口及び中神町	7-19	
6	昭島つつじが丘ハイツ周辺	7-19	
7	拝島駅南口ロータリー周辺～昭島46号線に至る間	7-19	
8	都営拝島アパート周辺	7-19	
9	JR東中神駅周辺	7-19	
10	朝日町及び玉川町	7-19	
11	郷地町2～3丁目周辺	7-19	